

議長（滝内久生君） 質問順位 4 番、1 つ、広域ごみ処理基本構想の問題点について、2 つ、新型コロナオミクロン株への対策について、3 つ、下田市ワーケーション拠点施設（旧樋村医院）の運営について。

以上、3 件について、13 番 沢登英信君

〔13 番 沢登英信君登壇〕

13 番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長から御紹介いただいた順に趣旨質問をさせていただきます。

まず、広域ごみ処理基本構想の問題点についてでございます。

広域ごみ処理基本構想策定の趣旨と目的では下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町においても人口減少に伴うごみの減少により、施設稼働率が低下していることに加え、いずれの施設も老朽化が進んでいることから広域ごみ焼却炉、日量58トン为建设するに至ったと、こういう具合に述べているわけでありませう。

そこでまずお尋ねしたいのは、どこの何が老朽化していると言われていたのかお尋ねしたいと思ふわけでありませう。

下田市の焼却炉は、皆さんのお手元にお配りさせていただきましたように、別紙のとおり昭和56年、1981年ロータリキルン・ストーカ炉として40トン、16時間40トンの炉を2つ建設しております。約10億3,000万円で建設したわけでありませう。そして翌年の昭和57年、1982年より稼働し、今日で40年を経過していると当局は言っているわけでありませう。しかし皆さん、経過している内容は建屋だけでありませう。平成9年、1997年度におきましてダイオキシン類対策特別措置法が制定され、平成12年、2000年度に7億7,114万円をかけた排ガス高度処理対策事業、つまり集じん装置にバグフィルターを設置し、薬剤処理によりませう、ばいじん、飛灰処理装置を作っているわけでありませう。そして平成19年、20年度、この2か年で80トン炉でありましたのを58トン炉に、28トン炉16時間ストーカ式に替えているわけでありませう。当時の石井市長は、新炉を造ったというお考えではなかったかと思ふわけでありませう。大改修という言い方をしておりますが、大改修でこのようなパンフレットまで作るはずがないからでありませう。そして石井直樹市長は、昭和57年から稼働し26年が経過したと。そしてこういう新たな施設を造ったということをパンフレットまで作って市民に明らかにしてまいっているわけでありませう。

こういうことから考えますと、まさに下田の焼却炉は14年しか経過していないと、こういう具合に言わなければならないと思ふわけでありませう。また、お手元の資料の横にあります

ように、国が示しております焼却炉の平均許容年数は30.6か月であると、これに照らしましても全く新炉を建設する必要がないと、こう断言できるのではないのでしょうか。

次に、十分使える焼却炉 1 基 4 億8,500万円もかけ、まさに廃棄、ごみにして 1 市 3 町広域ごみ処理事業は、経済性もまさに効率性もなく下田市としての年間9,000トンのこのごみを 3 町を加えると約倍の 1 億8,000トン焼却するという、まさに排ガスも倍になり環境負荷がかかることは皆さん明らかではないのでしょうか。

賀茂地域の焼却場の稼働実績平成30年度の資料を皆さんのお手元に配付させていただいております。それも参考にぜひ御覧になっていただきたいと思います。まさに人口減で燃やすごみが少なくなっているのですから、その点からも新炉を造る必要は全くありません。1 市 3 町の炉をお互いに使い合えば十分に燃やすことができると、なぜそのようなことが首長間で検討されてこないのか、こなかったのかと、そのことについてお尋ねしたいと思います。

3 点目としまして、避けなければならない大問題というのは、居住地に囲まれた文教地区であります敷根の現在地に 1 市 3 町のごみを集め焼却する計画となっていることであります。焼却場を建設する適地でないことは誰の目にも明らかであります。現在の焼却炉は、残念ながらまさに公害施設であり迷惑施設の観点を免れません。排ガスについては、ばいじん、いわゆる飛灰、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類、水銀の 6 種類しか規制基準を設けられておりません。しかし皆さん、燃やして出る物質、有害物質は何千種類と言われているわけでありまして。規制しているのは、たったの 6 種類でしかない。ダイオキシン類は特別措置法は平成11年、あるいは水銀については27年から定められております。まさに有機水銀、これらの有害物質の規制は昔からあったわけではありません。後追いなんです。大変な公害が起きてから、やっと法律ができて規制基準ができた、こういう歴史をたどっているわけでありまして。カドミヤ、ヒ素、重金属あるいは PCB、環境ホルモンなど多くの有害物質が焼却場から出てくるのではないかと指摘がされているわけでありまして。

したがって、私たち先人の知恵は危険がないよう必要な施設の面もありますので、人里離れた場所に焼却炉は建設がされてまいっているわけでありまして。この先人の知恵を市長は全く無視しようと考えているのかどうかお尋ねしたいと思うわけでありまして。1 市 3 町の首長は、協力して建設適地を探したのでしょいか。

平成28年度から30年度 9 月までは、当時の南伊豆町長の指導の下、南伊豆町、下田、松崎で湊地区のいわゆる南伊豆町焼却炉の現在地に拡大して、土地も拡大して建設する計画が進められていました。これがどうして下田市の現在地、敷根に移ってきたのかと、この経過も

含めて明らかにしていただきたいと、議論してきたのかこないのか、このような議論してきたという報告を残念ながら当局から受けたことが今までございません。

次に、4点目としまして、生活環境影響調査はどのように実施されようとしているのか、市長は、これがクリアできれば下田の敷根に焼却炉を造るんだと、こう言っているわけがあります。焼却場の位置はまだ決まったわけではないと、焼却場についての影響調査の基準といいですか、種目は6種類だと思います。たったの6種類。水質、土壌、あるいは大気、騒音、振動と、このようなものでしかないわけであります。生活環境への動植物あるいは鳥類、虫、植物、人体への影響等をどう調査するのかと、全く一般的な意味での生活環境影響調査からこれらのものは欠落しているわけであります。しかも環境調査と違って一般的な意味では市民に参加を求める、あるいは市民から調査の結果の意見書を求めると、こういう制度があるかと思いますが、市当局及び1市3町で進めようとしている環境影響調査とは、どういう手順を踏んで、どういう内容の調査をしようとしているのか明らかにしていただきたいと思えます。

多くの市民の方々が、現在地の建設に疑問の声を上げております。この声に市長はどのように応えようと考えられているのか、今日も早朝から電話いただきまして、沢登議員頑張っしてほしいと、どういうわけで本来この広域でやるのかということも私は説明を受けていないと。本来、地方自治体の責任として、ごみ処理は自らの自治体で自らの出てきたごみを処分するというのは原則ではないのかと、こういうことを電話で言われて励ましの電話をいただいたわけであります。

次に、6点目としまして、この構想では令和9年度ごみの排出量目標1万5,800トン年間1万5,800トン処理できるようにしたいんだと、ごみの量を1万8,000トンを1万5,800トンに少なくしていきますよと、これを燃やせるごみ処理施設を造ると、こういうことが書かれているわけでありますが、そうだとすれば全く新炉を造らなくても下田の炉は現在の炉でも1万7,000トンからの燃やせる炉となっているわけであります。

また、4Rあるいは3Rの推進を掲げておりますが、資源化率の目標が20%とは何を意味しているのかと、どのように資源化を進めていこうとしているのかお尋ねしたいと思えます。

まさに焼却炉ありきではなくて、ごみ処理の仕組みをどうつくるかということが今、市長問われているのではないのでしょうか。ごみの減量化のためには、ごみの質を調べること、特に事業系持込みごみの質と量、どのような事業者が、どんなごみをどのくらい、どのように持ち込んでいるのか、また、どのような独自処理をされているのかを調査すべきであります。

私が調べたところ、このような必要な資料は下田市には全くございません。直ちにこの調査から取りかかるべきであろうかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、新型コロナオミクロン株への対策についてお尋ねします。

まず、質問に当たりまして、井上課長をはじめ、担当職員、医師会の皆さん、保健所の皆さんのこの間の御奮闘に感謝を申し上げたいと思うものであります。しかし中国武漢から始まりました新型コロナウイルスは、日本ではダイヤモンドプリンセス号の横浜港入港からはや3年を迎えております。昨年の7、8、9、11月の初旬までの第5波と言われておりますデルタ株が猛威を振るい、残念ながら2人の市議も感染者となったわけであります。そして令和4年2月になりましてから1日9万人もの感染者が発生し、まん延防止措置自治体も31に達し、3月の6日から18自治体が継続しているという状態で静岡県もこの中に入っているわけであります。

下田賀茂地区でも2021年12月までの2年間で311人の累計感染者が、この2022年3月5日、今年の3月5日には896人、585人も増えているわけであります。下田を取り上げてみましても154人が390人を超える事態となっております。236人も増であります。保育所、小学校、高校、介護施設、病院職場まで感染者が発生しているわけであります。このデルタ株あるいはB A 2という新たな株も発生したと報道されているわけでございますので、どのような感染防止対策を今後進められていくのかお尋ねしたいと思うわけであります。

その第1に、検査機関はどのように勤められているのか、下田メディカルセンターの発熱外来、PCR検査、抗原定量検査キットの確保等は十分なのか、お尋ねしたいと思います。

2点目としまして、ワクチン接種体制について、特に第3回目ワクチンの接種状況についてお尋ねします。

次に、治療について、入院体制や患者輸送体制はどうなっているのでしょうか。

また、事業者支援について、海中水族館は土曜日以外休業だと、こういうことも言われております。市内の営業に対します大変な悪影響が出ていようかと思っております。

次に、下田ワーケーション拠点施設（樋村医院）の運営についてお尋ねしたいと思います。

お手元の議員の皆さんに監査請求の報告書が出されていようかと思っておりますので、その中に資料がとじられております。ぜひ開けて参考にさせていただきたいと思っております。

令和3年7月1日、三菱地所がWORK x a t i o n S i t e 伊豆下田を開設されてから、どのように運営されてまいったのか、まずお尋ねいたします。

働き方改革としてまた、当下田市にどのような効果がもたらされたとお考えでしょうか。

船番所としての、御番所としての活用はどうされているのでしょうか。

下田市が特定の業者である三菱地所株式会社とワーケーション事業の推進に関する包括連携協定を締結する妥当性はどこにあるのか改めてお尋ねしたいと思います。

下田市長は、三菱地所株式会社と行政財産賃貸借契約を締結し、法令に基づかない60万円の違法な値引きをしたと私は考え、その賠償を求め行政財産賃貸借契約第5条貸付料の是正を監査請求いたしました。

下田ワーケーション施設は令和2年度に1億5,653万円余で整備されておりますが、月額税込みで4万6,420円であまりにも安過ぎます。これは貸付料110万6,500円と定めた上で、ここから60万円の値引きをしているからであります。市長はどのようにこのような値引きを是正されるお考えなのかお尋ねしたいと思います。そもそも市長は、この監査請求を読んでいるのかどうなのかも併せてお尋ねしたいと思います。

三菱地所との契約は無効ではなく契約そのものとしては民法上契約は成立しているわけがあります。地方自治法210条に定められましたこの総予算主義に違反している値引きであるので、60万円を市民に、本来市役所に入るべきこの60万円の金が入らないと、こういうことになっているので、60万円を弁償しなさいと、こういう内容であります。これに対する監査委員の見解は、40万円下田市施設利用の枠は1回5万円で8回利用するんだと、市民のためか、あるいは職員のためかの学習会的なものを持つと、こういう意味だろうと思いますが、これは減免しているんだと、監査委員の見解は減免だと。減免だというならば減免規定があるのかと、条例があるのかと、規則も条例もない中で減免なんていうようなことはあり得ないわけでありまして。こういう施設を三菱地所に借りた施設をまた、そこで使いたいということであれば、それは本予算に予算措置をして使ったときに支出すると、これが210条のやり方であります。ポータルサイトの掲載料20万円をまけているわけでありまして。三菱地所とのこの連携協定の中で、このような下田を宣伝する、この施設を宣伝するポータルサイトは三菱地所が無料で行いますということが契約上定められているわけでありまして。にもかかわらずポータルサイト利用に20万円を計上しているわけでありまして。そして監査委員の見解は、これはそこで定められたものではない、ワーケーション施設ではなくて下田を宣伝するための施設であるからいいんだと、こんな結論を出しているわけでありまして。

そしてそうはいいまして、下田市の相殺処理は地方自治法210条に違反していると、監査委員はこういう結論を出しているわけでありまして。しかしその程度が低いため、重大な違反とは言えず、相殺処理した本契約は無効ではないと、わけの分からない結論を出している

わけであります。地方自治法に違反したものは違反したものであります。早急に訂正しなければならぬことは明らかであろうかと思えます。

そしてこの契約は双方の異議がなければ継続がされるということでございますので、令和3年度にとどまらず令和4年度も同じような60万の違法な値引きが行われるということになるかと思うわけであります。早急にこのような違反は自治法、法律に違反するようなことは直ちに是正しなければならぬと、まさに監査委員が監査の役をしてない、ずっとけ監査をしているんだと、こういう具合に私は思うわけでありますが、市長はどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思えます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 私からは2点ほど、お答え申し上げます。

まず、今まさに沢登議員がおっしゃった監査委員に対する侮辱的な発言は、私はぜひ今後改めていただきたいと思えます。昨日の私の施政方針演説の末尾に健全な批判精神と他者への敬意ということを私は自分に課そうというふうにしています。それを沢登議員に同じように考えてほしい、そこまでは申しませんが、どうかこのみんなの議会において発言を御注意いただければと思えます。

このワーケーションに関する監査委員の判断については、私は真摯に受け止めまして令和4年度以降適切に予算計上し契約することといたします。

それからもう一つ、2点目といたしまして、ごみ焼却場の問題でございます。およそこのような公共施設の管理保全に当たっては、4つほどのステージがあると言われております。一番最悪なのが事後保全と言われる、事が起きてから直す、そういったものです。もしも事が起きてもリスクが低い場合、こうした管理がコスト的には最も有効だと、こういうふうな考えもございます。

一方で、そういう大きな、この焼却場のように大きな施設について限界まで使って駄目になってから造るというふうな今の事後保全ではよろしくないということから、今効率的に順序立てて進めようという予防保全という考え方が主流となり、アセットマネジメントという言葉で様々なインフラについて適用されているところでございます。

このごみ焼却場に伴う様々な影響については、当局としても当然のことながら重要視しているところでございます。私たちの子供や孫が暮らすこのまちの環境について、私たち市当

局が、ないがしろにするはずがありません。このまちを未来につなげるために環境・経済・安全とバランスが取れた計画づくりで今後も保全を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

以降は、担当課長から答弁申し上げます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） それでは、私のほうから下田市のワーケーション拠点施設の運営について、順を追って御説明申し上げます。答弁申し上げます。

三菱地所株式会社の施設運営の状況についてでございます。令和3年7月1日よりワーケーション拠点施設の運営が開始されたところでございます。しかしながら、開所直後に首都圏や静岡県にまん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発出され、ターゲットとなります首都圏企業の活動が制限され、本市への人流が減少したことなどから現在利用が制限されております。今後、コロナの状況をにらみながら三菱地所株式会社と連携して利用企業を誘致できるようプロモーション活動や利用者向けの滞在プログラムの検討などを進めてまいります。

次に、施設の運営による市への、下田市への効果についてでございます。働き方改革の一環としてテレワークが広がる中、下田市ではテレワークを活用したワーケーション事業を推進するために、旧樋村医院を改修し拠点施設として整備を行ってきたところでございます。民間企業と連携して運営することによりまして、首都圏企業が下田に来訪し、宿泊、飲食などの経済効果や各種アクティビティの活発化や、地元企業と首都圏企業の連携による市内産業の活性化等が促進されるものと考えてございます。

三菱地所株式会社と包括連携協定を締結した妥当性についてでございます。

ワーケーション拠点施設は、ワーケーション事業の推進によりまして首都圏企業を下田に呼び込み、人口減少や地域産業の衰退等の地域課題の解決につながる目的で整備しました。この施設を効果的に運営するためには、専門的な知識や情報ネットワークを持った企業と連携することを必要とした中で、三菱地所株式会社の協議が進み、令和2年11月に包括連携協定を締結したところでございます。首都圏に多くのテナントを有し、全国的にワーケーション事業を積極的に展開している三菱地所株式会社は、事業規模や企業理念、実績、宣伝効果を含め、下田市のワーケーションの推進に向けて連携するパートナーとして十分な能力を有していると考えてございます。行政財産の賃貸借契約の市長から答弁申し上げましたけど、ポータルサイトの関係で、三菱地所の包括連携の中で、その施設をPRするということとな

っております。しかしながら、今回のそのポータルサイト20万の件ですけど、そのサイトの中に下田市の専用のページをつけるということで別物と考えております。

2番目の新型コロナオミクロン株への対策についての事業者支援についてでございます。

現在、新型コロナウイルスの影響を受けた中小法人・個人事業者の事業継続、回復を支援するため、国は事業復活支援金の給付及び雇用調整助成金の延長を行っており、また静岡県は事業復活支援金の給付対象以外の事業者に対し、中小企業等応援金の給付を開始したところでございます。市内の多くの事業者に制度を利用いただけるよう周知に努めていくとともに、経済団体等の意見や要望を聴取しながら必要な事業者に支援を行ってまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平川博巳君） 私からは、下田ワーケーション拠点施設の運営の部分で船番所としての活用についてという御質問にお答えさせていただきます。

下田市指定の史跡、下田御番所跡として現在表札のほうを設置してあります。海の関所の役割を担っていた下田市の歴史について、周知や教育に今後も努めてまいります。

以上です。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私から広域ごみ処理基本構想の問題点についての御質問について御答弁を申し上げます。

初めに、施設稼働率の低下、あるいは老朽化を理由とする広域焼却炉の整備について、1市3町の炉を使うべきではないか、あるいはどこが老朽化しているんだと、あるいは広域処理の経済性・効率性についての御質問がございました。

1市3町の施設というのが老朽化が進んでいるというふう到我々は考えているわけですけども、そのまま使い続ける場合については、それぞれの施設において大規模な改修が必要になります。人口減少がこう進んでいる中、現在の施設をおのおのが維持管理していくということは大変非効率でありまして、財政力の弱い小規模自治体が将来にわたって持続可能なごみ処理事業を継続していくために、今回この広域化という集約化、施設の集約化をしようという、向けた協議を継続しているものでございます。

施設の状況、あるいは機能等を把握し維持管理の資料とするために3年に一度、精密機能検査というものを実施しております。今年度も実施しておりまして今公表されている一番新しいものは平成30年度のものですけれども、この検査結果の中で燃焼設備、あるいは燃焼ガ

ス冷却設備、あるいは電気設備など施設の各所において老朽化、あるいは老朽化による腐食、損傷、中には要交換部品の生産中止等多数の指摘を受けておりまして、先ほど市長が申し上げた予防保全ということで壊れてから直すということではなく基本的には壊れる前に直して施設の維持管理に努めているような状況でございます。

それから、広域処理の優位性についてですが、令和元年度に実施しました実現可能性調査というものがありますけれども、そちらにおきまして単独あるいは広域、それぞれの事業負担額の比較の検討を行っておりまして、その結果、広域処理のほうが約半分の経費で済むというスケールメリットというものが示されてございます。また、施設の稼働率の向上が効率的な処理につながるということは明白であり、施設を集約することにより1市3町における二酸化炭素排出量についても削減されるというふうな推計がされております。

それから、居住地に囲まれた文教地域である敷根の現在地での計画であるよということで、下田市の現在地に移った経過、それから焼却炉は公害施設で迷惑施設だというような御指摘がございましたけれども、こちらにつきまして平成30年度、平成30年に南伊豆町の提案が、事務手法や事業手法をめぐる意見で相違がありまして、下田、松崎町が離脱し白紙となりました。その後、下田市環境審議会において引き続き広域化を視野に検討を進められるように要望するといった答申もございまして、下田市が事務局となり下田市において広域化に向けた検討を継続している中で、下田市内での整備、諸条件の整った現在地を候補地の軸として協議を続けてきているものでございます。広域ごみ処理施設の整備に向けた1つの方向性の1つとして安心・安全で環境保全に優れ、地域と調和した施設というものを掲げております。より厳しい公害防止基準を定め、環境性能の優れた技術等を取り入れ、現施設より環境に優しい施設として整備あるいは運営していく計画となっております。東京にある焼却場のお話も以前したかと思えますけれども、焼却場がイコール公害施設あるいは迷惑施設であるという古い考え方、こういったものから脱却するということが大変重要だというふうに考えており、今後4Rの推進、あるいは循環型社会の形成に向けた拠点施設となるように整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、1市3町のごみ処理計画における資源化率等のことについて、あるいは環境影響、資源化率のことについての御質問がございました。

広域ごみ処理基本構想は、各市町が定める一般廃棄物処理基本計画をベースに排出抑制策や資源化推進策を講じることを踏まえた予測を行っております。令和2年度における1市3町の資源化率は15.5%でありまして、これまで十四、五、14から15%台で推移していること

を踏まえまして、目標達成に向けて、より一層の分別の徹底等をお願いしていくことになるかとは思いますが。焼却ごみの最小化に向け事業者の協力も得ながら事業系ごみの調査検討も含め1市3町で協議して取り組んでまいります。

それから、生活環境影響調査についての御質問がありましたけれども、生活環境影響調査については、令和4年度に発注し候補地決定の判断材料というふうにする事としております。検査項目としましては、議員からお話もありましたとおり、人間、人体ですね、人に対する影響というものを、大気、水質、臭気、騒音、振動、こちらの5項目は必須でありますけれども、その他の土壌でありますとか動植物でありますとか、そういった部分につきましては、今後協議して仕様を決定する予定としております。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） それでは、私のほうからは、新型コロナオミクロン株への感染対策について全般的なことをお答えいたします。

本市におきましては、これまで感染防止対策として人と接する際や会話する際のマスクの着用、手洗い消毒、換気等といった基本対策に加えて、昨年夏から下田モデルと称して観光客も市民もみんなを守る感染対策の啓発等を観光協会や商工会議所、各種団体と協力して進めてまいりました。また、下田モデルカードの健康管理と行動確認、感染症防止宣言の店、ステッカーの導入、医療機関等の連携等を進めてまいりました。今日、オミクロン株の変異に伴い、直近では学校、保育施設などの発生から家庭へ持ち帰っての2次感染が続いております。このような中、現在の感染急拡大に対応するためには、さらなる強化が不可欠なため、強化としまして3回目ワクチン接種の前倒し、学校、保育施設での感染予防のさらなる徹底、下田モデルカードを改善しユーチューブでの市長の呼びかけや市民メール発信等啓発を行っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、私のほうからは、新型コロナ対策の検査機関の関係、特に下田メディカルセンターの関係で御質問がございましたので、まずそちらを答弁させていただきます。

発熱外来につきましては、静岡県が発熱等診療医療機関という形で指定し、市内では病院1か所、診療所8か所、計9か所に対応していただいております。うち2つの診療所で今、

オンライン診療が実施を進めております。下田メディカルセンターの検査内容につきましては、短時間での判定可能な抗原定量検査を基本に実施し、必要であればPCR検査を実施していただいております。8つの診療所におきましては、唾液によるPCR検査を実施し陽性が判明した場合には賀茂保健所と連携し対応していただいております。御質問の検査キットの確保につきましては、現在国が検査キットを全般的に買受け、行政検査を行う病院や保健所を優先的に配分されるというふうになっております。

続きまして、3回目のワクチン接種の状況でございます。

3回目の新型コロナウイルスワクチン接種における対象者は、2回目接種をされた18歳以上の方、市内ですと1万6,500人です。現在、進めており集団接種のみならず個別接種を展開しており、特に高齢者の方々につきましては、かかりつけ医による接種機会の確保をできるだけ調整しているところでございます。また、予約につきましても、ウェブと電話と二通り行いまして、現在混み合っているというふうな状況にはなっていないというふうに理解しております。また、接種券のほうも先ほどありましたように、2回目から6か月経過した方にも現在送るような形で進んでおります。また、3回目接種は12月20日の医療従事者を皮切りに1月14日から個別病院による接種、それから2月の19日から集団接種も加わって現在進めております。これまでの接種状況につきましては、約5,700人であり特に高齢者に当たっては、2回目接種の大体56%ぐらいの方が現在接種が済んでおります。現在、市民保健課としまして全力を挙げて接種に対応しているところでございます。

続いて、治療の関係の入院体制や患者移送体制についてでございます。まず入院体制につきましても、県内のコロナ患者現在1万2,000人いらっしゃるというふうになっております。このうち病院で受け入れるという方が3%、それから宿泊療養されている方が2%、自宅療養されている方が95%というふうになっております。現在、市内の受入れ医療機関につきましては、下田メディカルセンター1か所です。感染病床で4床、疑似症病床で2床、合わせて6床で今対応しておりますが、現在はいらっしゃるというふうにはなっておりません。

それから、あと治療の関係では現在経口治療薬、こちらのほうが特例承認されてモルヌピラビルが今出回っているようです。61歳以上の軽症患者が処方対象で発症から5日以内の服用というふうな条件付なんですけれども、市内の医療機関のほうで複数対応していただいているというふうになっております。

最後に、患者の移送体制でございます。この賀茂圏域のほうから移送される方というのが、

呼吸困難な方、特に酸素投与が必要な中等症の方につきましては転院が必要となり、基本的には賀茂保健所のほうで対応を取っていただいています。しかしながら、酸素投与や医師の同乗が必要で救急車の必要性など保健所の移送能力を超える場合につきましては、下田地区消防本部との移送協力の、すみません、搬送協力の移送に関する覚書を1年前に締結していただきまして、賀茂管外への医療機関への搬送が現在行われているところでございます。

なお、今年になりましてオミクロン株の軽症化に伴いまして搬送は激減しているというふうに伺っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 広域ごみ処理の御答弁いただきましたけども、やはり本来どうあるべきかという真実をもって議論したいと思うわけです。40年もたつたと、こういうような表現の仕方は、市長、私は全くの間違いじゃないかと思うわけです。石井直樹市長のパンフレットを見ていただいても分かるように、14年しか経過していないんです、実態は。そういう事実の下に議論するというのが、まずもって必要ではないかと思いますが、40年経過したという言い方、これをどのようにお考えになっているのか、訂正してくださるのか、まずお尋ねしたいと。そういう状態の中でどこがどう老朽化しているのかと。令和30、失礼しました、平成30年に施設の実態調査して精密調査を、機能調査して悪いところが出てきたというならば、そこを市長が言うように、前もって直したらいいかがですか。100億の金がかかるはずがないと。せいぜい今までの実績から考えても1億以内の金でそんな修理は十分にできると、こういうことがなぜ検討されてこないのかということが市長、問題なんです。

南伊豆町の湊にそこで1市2町の焼却炉を造ろうという話、こういう意見が出たと、それが頓挫したと、頓挫したというだけで事務手法の違いがあったからだ、事務手法の違いがあったら事務手法の違いを直したらいいんじゃないんですか。何でそれが下田の敷根に来るということになったのかの説明は全くしていただけない、返事が返ってこないという状態になっていると思うんですが、いかがでしょうか。

そして国は確かに広域を進めております。400トン以上、最低でも100トン、日量100トン以上を燃やす炉にしてダイオキシンや効率化を図るんだと、こう言っていますが、この伊豆半島下田を含めて、それが適用できるような状態でないことは明らかじゃないでしょうか。そして国はもう一つ長寿命化計画というのをつくりなさいと、こういう具合に言っているわけでありまして。下田もつくっていいよかと思いますが、いかがでしょうか。

南伊豆町は4億7,000万円で10年から15年延命できるような計画が既にできているわけ
あります。資料にお渡ししましたように、その資料の中でも10年とか17年でやめていると
ころがあります。しかし、これは合併して施設が要らなくなったとか、あるいは固形化燃料を
造る施設を造ったけども、それがうまくいなくて爆発して壊れてしまったとか、そういう
部分の表になっているわけです。ですから最高50年も施設を使っているところもあるんです、
その表を見て分かるように。国自身がそういうことを表明しているわけです。平均で30.6か
月だと、こういうことからいえば、この基本構想で定めている使用年数、許容年数というの
は何年を想定しているのかということをお尋ねしたいと。1市3町でやれば効率的だと、
こういう言い方をしています。しかし、それは今1市3町にある炉が全て使えない炉、炉
がないと、どこの自治体にも。新たにそれぞれの市町村に1つずつ炉を造ると幾らかかるん
だと。200億かかりますよと。下田に1炉造れば100億で済みますよと。こういう前提が全く
現実を無視した業者のための建設計画でしかないと言えるような内容になっているんじや
ないんですか。ごみは少なくなって1市3町にそれぞれ新しい炉を造る必要なんてどこにも
ないですよ。下田だって14年しかたっていないと、西伊豆だって合併のときに炉はさらに整
備しているわけですから、4分の1しかごみの量がないと、15年しかたっていないですよ、
そのときから。それは松崎町にしても南伊豆町にしても同じような状態にあるんです。そ
ういうことをきっちり事実を見極めずに広域ごみ処理がいいんだと、国はごみ処理を推薦して
います。しかしもう一方では、長寿命化という手法も考えなさいということをお尋ねしてい
るわけです。長寿命化の手法はどのように検討されてきたのか、改めてお尋ねしたいと思います。

それから、何といたしても、この下田の敷根に58トンからの炉を造るということ自身が、
市長、都市計画の専門家だという点もあるかと思いますが、考え方がおかしいんじゃない
んでしょうか。町なかにこのような迷惑施設を造り続けると、しかも下田市民だけではなく
1市3町の他町のごみまでそこに集めてくるんだと。こういうことに対する市民の批判に対
して、市長はどのように応えようとしているのかと、先ほどもお尋ねしましたが、残念
ながら返事がございません。お聞かせいただきたいと思います。

市長、それから今後分かりやすく、議長一問一答で進めさせていただきたいと思
います。この後からの質問。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思います。よろ
しいでしょうか。

13番（沢登英信君） はい、結構です。

議長（滝内久生君） 11時10分まで休憩します。

午前10時53分休憩

午前11時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 私は、2点お答え申し上げます。

今の施設は、十数年前に新設されたという御指摘でございますが、議員も御承知だと思いますけれども、あの改修は延命化のための改修でございます。具体的には担当課長から申し上げます。

それから2点目。今回のこの施設の更新に当たっては、技術革新を取り入れることとしております。ここで得られる性能の向上は、2つの側面があります。一つは焼却炉としての焼却の効率性向上、つまり経済性の向上です。もう一つは、環境性能の向上です。周辺への環境負荷がさらに縮減される。この2つをもって焼却場を大きく新設し、併せて私たち市民の皆さんと共にごみの減量化に努める、これが今の私どもの考えでございます。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうから施設の老朽化等についての考え方についてお答えします。

先ほど市長からございましたとおり、施設の大規模改修というのは延命処理のための改修で大きな改修であると。これ以前お話をしたかと思えますけれども、東伊豆町さん、東河環境センターのほうで平成29年から令和元年度にかけて、3か年かけて30億円、総額30億円程度の大規模改修をして、これをもって15年からさらに20年程度の延命を図ったという工事を行っております。

これ以外にも例えば先ほど答弁申し上げましたとおり、施設の中で精密機能検査等で指摘を受けた部分につきましては、修繕等で対応しているわけですがけれども、老朽化等の事情もあって、これがなかなかちょっと追いつかない状況にもなってくるというわけです。下田市では平成30年から令和2年にかけて、およそ2億3,000万ほどの修繕等を実施している

わけですけれども、そういった形で常々やっぱり直すべきものも直し、そういった大きな修繕をしつつ延命化を図っているというような状況でございます、これが年数がたてばさらに老朽化が進み修繕等の対応も負担が大きくなっていくというところで、単純に20年使ったからとか40年使ったからとかいうようなことで、使えるからまだまだ使えばいいというような形ではなくて、そういった状況の中で下田市それから南伊豆、松崎、西伊豆町ですね、例えばここは20年使えるから大丈夫だということで話を、広域化とかという話をしてもまとまらないわけになってしまうわけですけれども、そういった老朽化の状況ですとかいうものを踏まえて、新しく1つの施設を集約するか、あるいは単独で使い続けるのかとか、そういった総合的なものを昨年、令和元年度の調査に基づいて各市町で判断し今回広域化に方針を定めようということで今の事業というものが進んでいるわけです。

それから敷根の場所についての御質問があったかと思えますけれども、こちらにつきましては、南伊豆町の場所というものの意見が相違があったのであれば合わせればいいということをおっしゃるようでしたけれども、意見が合わないから白紙化したということでございます。それでもって南伊豆町で引き続きというようなお話ではなく、その後下田市が事務局を引き継ぐ中で先ほど申し上げたとおり、下田市内での整備を中心、整備を基本としながら広域化というものを検討したというような状況でございます。

私から以上です。

議長（滝内久生君） 議長、13番と発言して許可を得てください。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） そうしますと場所については、首長間で協議するということは全くなく、下田市がこの指止まれをやったと、下田のここでどこかと、こういう提案して場所は決定しているんだと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 失礼しました。場所の件ですけれども、令和、失礼しました、下田市が事務局を引き継いだ後に首長会議が2回ほど行われておりまして、事務局が引き継いだ後にたしか一度やって、会議を行いまして下田市内での整備を中心というような確認をしております。その後、担当者会議等で場所等の検討して現在の敷根の地区が適地であるというような協議をしたものでございますけれども、そちらについて令和3年の9月の首長会議のほうで確認し、その都度その都度全協とあるいは議会等にて報告してきて現在に至るものでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 市長の御答弁は、技術革新を取り入れ、焼却の効率性、環境向上に新しくすれば務まるんだと、こういう御答弁でございますが、新たな技術を取り入れるというなら具体的にどこにどう取り入れるんだと。図面を見れば今の仕組みと全く変わらないと、部品は変わるかもしれんけども、フロー図は全く変わらないと。これでどこが変わるのかと。それから今の状況の中で排出基準等を1例に挙げてても基準に合ってますよと市長は言っているわけです、向上しなくても。ところが向上しなきゃならないのは、量が9,000トンが1万8,000トンに倍になるから一定の措置もしなきゃならないことになるんじゃないんでしょうか。

それから、この炭酸ガスの量が年間1市4町で4,000トン出ると。これが下田の1炉にすれば2,000トンで済むんだと、こういうことを構想で書いてはございますけども、今まで9,000トンのごみを下田で燃やしたのが1万8,000トンになるわけですから、全体の伊豆半島では2,000トンの半分になったとしても、下田で排出される量は倍になるかわからないと、こういう論理になるかと思うわけです。下田市長として、そういうことでよしいのかと。そして土台のごみ処理は、地自治法及び廃棄物処理法等に定められていますように、自治体が責任を持って行くと、広域で行うというのは、むしろイレギュラーだとか、特殊な事情があるときだと、こう考えるべきだと思うわけです。そして現に焼却炉がないならともかくも、使える焼却炉がそれぞれの町にあると、その焼却炉を大事に使い切ることが今必要ではないのかと、新たに造ることではなくて。そういう方向を目指せば環境負荷もより一層減っていきますし、この文教地区である敷根に1市3町のごみを持ってこなくて済むんだと、全ての町村がよくなるような方策というのを、方向を考えるべきだと、こういう具合に思うわけですけども、いかがでしょうか、市長。市長の見解を聞きたいと。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 議員の先ほどの御発言の中にもありましたけれども、当地域は残念ながら今、人口減少の中にいます。これは政府の関連している財団法人の社人研と呼ばれる社会保障・人口問題研究所のコーホート法という、今の人数から科学的に推計されたそういった数字で2040年にはこんなふうになってしまうと、こういうふうなことを言われています。

これから考えますと、ごみの発生量は比例的に同じように減ってくる。さらに、さらに暮らしを見直すことで、今様々な工夫を私どもも重ねているところですけども、ごみを発生

させない暮らし、あるいはごみとせずりサイクルする暮らし、こうしたことで私たちは謙虚に自然と向き合って、そして将来という時間軸を政策に反映したという、そういうふうなものが今回の計画の根底にあります。もしさらに細かいことが必要でしたら担当課長から申し上げます。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 昨年の3月の議会かと、ちょっと記憶が違うかもしれませんが、市長は私の質問に対して大崎町の例を挙げてくださいました、志布志湾の。ここは御案内のように、焼却炉を持っておりません、市長御指摘のとおり。そして分別が80%台の分別収集をしていると、こういう町でございます。ぜひとも市長が御紹介いただいたようなそういうまちづくりをぜひとも目指していただきたいと。焼却炉を新たに造るというのは、やはり市長が目指した方向とは私は違うんじゃないかと、こういう具合に思いますけど、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 大変貴重な御提案ありがとうございます。全く同意するところでございます。しかしながら、今すぐこのごみの量を思い切り減らして、そして埋立地を探して埋立てをそのまま行って、そこからまた地下水ににじみ出さないようにする、そういった工夫を研究する、これはなかなか難しい道のりが想定されています。ですから、目指すはそこなんですけど、当面の間は、まずそうしたことに慣れる、そうしたものを目指すためにも暮らしの見直しを行う、そして現行のごみについては、今までどおり無害化する焼却、そしてごみの量も圧縮される、この焼却方式を選択したところでございます。喫緊な例を挙げますと、市役所の新しい庁舎が小規模のものにしようとしている。なぜかといったら近隣の施設が活用できるからです。これも時というものを考えまして、やがて市役所の空間的な必要性というものが、だんだんだんだん小さくなっていく、そうすればその分で済む、大きなものを今造って将来に維持管理の負担を負わせないようにする、こうした考えでございます。政策にそのように現在の縮小する社会状況を加えたというふうなことで、どうか御理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） やはり市長の理想と現実の中が大きな矛盾を持っていると思うんです。

当局が提案してますのも新しい炉は令和9年から稼働するんだということですから5年先なんです。そしてこの15年しかたっていないという形の中で国は平均して30.5年、6か月、この全国の状態を見ると使ってますよと、それが平均ですよと、こういうことですから15年から後、少なくとも16年は、10年先ですね、今の炉を使うことができるというのは誰が見ても明らかだと思うわけです。そして10年あれば、10年先には、もう燃やすという方向でないごみの処理を考えるという時代になってくるわけです。ぜひともそういう観点に市長は立っていただきたいと心から思うわけです。それでこの技術革新であるとか効率だとかというのは、確かに国が言っていることで現実にそうなるのかということになれば、100トン足らずのこの1市3町で遠くのほうからごみを下田まで持ってきてということになれば、車公害も起きますし、いろんな公害を考えなければならぬと。原発でさえ大変な事態になんないというのが大変な事態になっているわけですから、そういうもしものときがあっても問題がないようなところに施設は造るなら造るということは、誰が考えても常識中の常識だと思うんです。それをそこに建っているからということであれば、それはごみの量を少なくして下田市民の焼却炉がそこにあるんだから、それより効率的に今のものをするんだというなら納得いくんでしょうけど、他町のものまでここに持ってこなきゃならない理由というのはどこにあるんでしょうか。私は何も無いんじゃないかと、こう思いますけども、いかがでしょう。

それからもう1点、ポイントはやはり減量化していくということになりますと、ごみの種類、量をきっちり調べるということだと思うんです。特に持込み量、一般家庭ではなくて事業系の持込み量がどんなものが出てんのかと、賀茂市町やこの下田市からはどんな役所からはごみが出てくんだと、どのぐらいの量が出てくるのかと、あるいはホテル、旅館からどのようなものが出てくるのかと、魚屋さんからどんなものが出てくるのかと、この基礎的な調査がなくしてごみ計画なんかつくりようがないと思うんです。

ところが、あたかもこのようなデータがなくてもつくれるかのようにどんどんこの焼却炉だけ造ればいいんだと。ごみの量はこんだだけだ。どんだだけ減らすかという計画や、燃やすというのは中間処理なんですから、徴集をして中間処理して最終処分まで一連のごみの流れがあるわけですから、その一連の流れ、ごみの処理の流れを考えずに1市3町の焼却炉だけさえ造ればいいんだという、こういうこの考え方は、やはり市長、破綻しているんじゃないかと思うんです、考え方が。いかがでしょう。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 他町のものまで持ってくる必要があるのかといったことについては、

これまでも繰り返し申し上げてますが、小さな自治体がみんなで力を合わせてこの地域の持続可能性、これを保持していこうと、こういうふうな考えです。例えば賀茂の基幹病院であるメディカルセンター、これは下田にあります。したがって、西伊豆の方は随分な苦勞をして通っていらっしゃる。これも広域的な力を合わせたものでございます。

病院はいいけれども、ごみはというそういう話ではなからうと思います。問題は、そのごみを集めることに伴うリスクということだと思います。それは、いろいろな議員がこれまでも御指摘のとおり、1番が環境の問題であり、2番は通学児童等がいるその学校の周辺の交通安全問題、あるいは渋滞問題という交通の問題です。これら全てを私たちは今皆さんとほかの市町のまちの皆さんと一緒に検討して説いていこうとしているところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 交通問題もあることは市長もお認めになったと。それからメディカルの例を挙げましたけども、各地区に病院がないと、大きな病院がですね、診療所はあっても。そういうところでこのメディカル、第二次救急病院を造ろうということと、各地区に焼却炉はあるわけです、ないんならともかくも。私が見るところ十分使える下田と同じように使える炉が各地区にあるのに、その炉を使わないと。3億から4億もかけて廃棄して下田に1炉造るんだと、こういう計画を立てようとしているわけです、市長。それおかしいんじゃないかと。今ある炉が使えないなら市長の論理成り立ちますよ、下田で1つ造りましょうと。下田と同じような状態の炉が西伊豆にも松崎にも南伊豆にもあるわけです。その炉を使わないことにして、しかも大量を称して、ごみにして炉を解体して、そして下田に1炉造ろうというのは、市長、どう考えてもそれは市民の納得得られないと思いますけども、市長はどういう形で納得されているのか、再度お尋ねしたいと思います。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 一言でいいますと、ライフサイクルコストとなります。大型の公共施設は、やはり長期的な視点に立って考えていかなければなりません。ほかの町の焼却炉も早晚寿命を迎える、そのときに新しい焼却施設をそれぞれの町が造るのかといったことについて、それぞれの町の中で検討がなされて、その結果一緒にやろうというふうなことになったわけでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） そうだとすればですね、首長さん会議の議論を公表してください。はっきり、どういう議論されたのか。各町村の首長会議の中でライフサイクルのコストについて議論して、市長が言ったような結論を出したんだとおっしゃるんなら、首長会議のその議論の内容を公表していただきたいと思いますが、いかがですか。何で公表できないんでしょう。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 情報公開につきましては、そちらの議事録等については、政策形成過程ということで情報の公開をしておりません。従前の情報公開を受けている中で資料等につきましては公開されておまして、その辺の可能性調査等でやった結果等について比較している数字ですとか、そういったものについては情報公開に対応して公開されていると思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 当局や1市3町で取り組まれ出されている資料は、全部読んでいるつもりです。その中に市長が言われたライフサイクルコストについて記載されているものはございません。あるのは架空の、今ある施設を使わずに新たな施設を造ったら、造って使ったらどれだけかかるかというものはあります、架空の。現実のものは全くないというのが実態ではないかと思います。ですから、そうだとすればライフサイクルコストを比較して、この下田へ持ってくるのが一番いいんだと結論出したとするんなら、それを証明する書類と、どういう議論されたかというのを明らかにしていただきたいと思います。それは、ぜひ要望しておきますので。

それから先ほど言いましたこのごみの質をきっちり調査すべきではないのかという点についてはいかがでしょうか、市長。やっていたくないでしょうか。そんな難しい話ではないと思うんです。

議長（滝内久生君） 残り5分です。

環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 事業系ごみの御指摘かと思いますがけれども、前回12月の定例会、中村議員の質問等の中でお答えもしているところがございますけれども、事業系ごみ等のこういったものがあるかということですね、きちんと把握した上でということだと思っておりますけれども、実態として清掃センターに持ち込まれるごみ、それから家庭ごみとして収集

しているごみ等の中でどれが事業系でどれが家庭なのかというのが下田市というのは当然旅館、ホテル等の大きなところは、それぞれの事業所で対応している部分もあろうかと思えますけれども、例えばペンションであったり個人の商店であったり飲食店であったりというところは実態としてきちんと家庭系と事業系が分別されていなかったりとか、そういった事情があります。ですから、今後その事業系ごみというのがある程度大きく把握するための調査とか、そういったものも考えていきたいというふうには考えておりますけれども、実態としてそういうところがあるものですから、方法というのがちょっとまず、どうやったらいいのかなという、その辺の研究から始めたいというふうに思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 焼却炉を造るという計画より前に今、課長が今後取り組んでいくという御返事いただいたので、ぜひそういう具合にさせていただきたいと思えます。例えば学校給食は、前に聞いたときは、日量50トンの残飯が出ますよと。そうだとすればその残飯の種類はどういうようなものだ。失礼でした、50キログラムね、ごめんなさい、トンじゃなくて、失礼しました。失礼しました。単位を間違いましたけど、日量50キログラムの残飯が出るというお返事を教育委員会のほうからいただいたと思えますけども、そういうある程度の固まった量と質がはっきりすれば、それを利用する業者の方や求めることができるということになるかと思うわけです。ですから、それはぜひともアンケート調査を含めて市内のスーパー、商店、あるいは魚屋さんや八百屋さんや官公庁にどんなごみを出しているのか調査していただいて、そういう基礎資料があって初めてどういう具合にごみを減らしていけるかという方針がつけることができると思うわけですので、ぜひとも再度確認というか市長にそういう調査をするんだと早急にするんだという御返事いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） この場で即答ができるお話ではありませんので、当局と相談してこれから進めたいと思っております。

今回のこのSDGsに向けた市としての取組は、何度も申し上げますが、ごみを出す側、つまり事業者ですとか、市民の皆さんの暮らしを若干御面倒かけることになります。この面倒を環境のためにみんなで我慢してそれが美しい生き方であるというようなそういう方向に私たちはかじを切っていきたいと思えます。大崎町を目指すというのは、そういう意味です。

ただ、今普通に何でもかんでも青い袋に入れて構わないみたいな、厚紙とか雑紙とかそういったお年寄りの方々に本当にきつい話かなと思いますけれども、社会全体でやっていきたいと思えます。

また、リサイクルできるトレイだとか、そういったもののリサイクルステーションというんでしょうか、それを受け付ける場所についても市内のいろいろなところに御協力いただくことに今後なろうかと思えます。そういったところが身近にあれば皆さんも積極的になさってくれるんじゃないかと思えます。こうした意味で沢登議員の考えている方向と私はほぼ一致しているんじゃないかと思っています。そこまでのプロセスがどうしても一気にはいけないということで御理解を賜ればと思えます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 環境影響調査についてでございますが、6項目についてやるんだと、法で決められている、あるいは基準で決められたとおりの調査ということになると思うんですが、そうなりますと市民の意見がその調査に意見書として反映されるとか、あるいはパブリックコメントを取るだとか別の方策を考えませんと、ただ単に当局が調査して基準クリアしてますから、これで進めますよと、こういう形になりがちで本当の意味での市民の了解を得てでの生活環境影響調査というものにならないと、こういう疑念を持っているわけですが、それについてそういう取組していただけるのかどうなのか、本当に市民の意向、意見を聞くという、そういう意味では多くの方が現在地への疑問の声を上げているわけですので、その声に市長としてどのように応えようとしてるのかと、努力しようとしてるのかということを経営影響調査とその2点を併せて市長にお尋ねしたいと思えます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） アセスについては、私のほうからお答えしたいと思います。

アセスにつきましては、1年、2年間の債務負担ということで当初予算のほうでお願いしてございますけれども、1年間を通して四季を通じた測定を行いまして、その後焼却炉等の諸元が決定したものに基づいて予測、評価というものを行います。影響調査の実施に当たっては、事前に当然地域の説明会等ですとか、そういったものも実施した上で調査を行うようなことを予定しております。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 迷惑施設というものから今後はやはりそこが例えば教育、環境教育とか、そういうこともできるように私たちは真摯に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 迷惑施設でないような施設にできることを望みますけども、今の技術ではやはり迷惑施設であることは残念ながら間違いないと、先ほど言いましたように、何千種類もの有害物質が出るにもかかわらず、実際に規制しているのは6物質だと、この6物質だってその歴史をたどれば公害闘争があって初めて規制法ができるという、こういう経過を踏んでいるわけですから、その有害物質をなくなるわけじゃないんですから、大気上に出さないか、あるいはじん灰として薬を入れてケーキ状にするのかという、こういうだけのことであって、有害物質が出ない焼却施設なんてのが残念ながらどこにもないと言えるんじゃないかと思いますので、やはり真摯に最悪の事態を考えれば、そういうものは町なかに置かないという、こういう方向を最大限の努力をして市長はそういう方向でない形に向けていただきたいと、このように要望してごみの問題については終わりたいと思います。

そして、オミクロン株につきましては、皆さんの御奮闘を評価するとともに特にこの検査キットを役所でも保育所でも学校の先生でも月に何回か検査できるというような、体制がどうしても自らで検査できると、簡易に検査できると、経口からの薬ができてそれを飲むということも1つの大きな前進かと思えますけども、今やはりそういうキットを取れば15分ぐらいで結果がすぐ出るわけですから、そういうものはなかなか国が全体確保して。

議長（滝内久生君） 残り1分です。

13番（沢登英信君） なかなか下りてこないよということのようなんですけども、ぜひその努力をしていただきたいと、どのように確保ができるのか、再度お尋ねしたいと。

それから、最後のこのワーケーションの問題でありますけども、コロナであればあるほどワーケーション施設が利用されなければならないと思うわけですが、実態は報告がないところから見れば1件の利用もないと、こう言っているのかと、ないんじゃないかと思うんです。ないから実績報告がないと、7月から、昨年の7月から始まって、やはりこれは考えるべきことになっていると思いますし、監査請求がされますと、その結果を市長当局のほうに監査委員は出されて、その報告の内容についてこういう具合に改善しますよ、こうしますよということ監査委員に返すわけですね。返された監査委員はそれを請求した私にこういう具合に改善しますよということ。

議長（滝内久生君） 沢登議員、時間です。時間です。

13番（沢登英信君） 言ってくるわけです。それが無いというのはどういうことだ。

議長（滝内久生君） 沢登議員、時間です。

13番（沢登英信君） 御答弁をください。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 検査キットのほうの答弁をさせていただきます。

まず、高齢者施設、介護福祉関係の施設につきましては、国のほうから過大な検査キットが届いております。学校施設についても同様です。ただ、学校施設のほうでも先般クラスターなどがあったことから、一部購入しております。現在、市内の市民の方々、無料検査、ヒカリ薬局2店舗で行っております。これまで930の方が受けられました。何とか一度検査キットが厳しい状況にはなりましたが、現在も今続いて何とかやっているという状況でございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 時間切れでお話の途中でしたが、監査委員に関することにつきましては、冒頭お話ししたとおり、今回の判断を真摯に受け止めまして令和4年度以降適切に予算計上し、契約することといたします。

以上でございます。

議長（滝内久生君） これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。